

特定福祉用具販売対象種目

福祉用具レンタル及び販売サービスは、介護保険制度の居宅サービスの一つとして位置付けられています。原則レンタル支給ですが、再利用に心理的抵抗感が伴うもの、使用により形態・品質が変化するものは「特定福祉用具」として販売対象になります。

要介護度やお住まいの地域によってご利用いただける福祉用具が異なる場合があります。

詳しくは行政介護保険窓口、地域包括支援センター、ケアマネージャーにお問い合わせください。

特定福祉用具販売の対象種目

種 目	サービス対象者		機能又は構造等
	要支援	要介護	
腰掛便座	1・2	1～5	次のいずれかに該当するものに限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に交換する場合に高さを補うものを含む）。 ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 ・便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る）。ただし、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。
自動排泄処理装置の交換可能部品		4・5	尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。
入浴補助用具	1・2	1～5	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 入浴用椅子 （座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するもの） 2. 入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの） 3. 浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの） 4. 浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室床の段差解消を図ることができるもの） 5. 浴槽内椅子（浴槽内に置いて利用することができるもの） 6. 浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの） 7. 入浴用介助ベルト （居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの）
簡易浴槽	1・2	1～5	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。 ※「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なのです。
移動用リフトのつり具部分		2～5	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。